

## 化粧板等のホルムアルデヒド発散等級自主表示制度について

平成15年3月26日制定

平成17年5月19日改訂

平成24年4月1日改訂

2020年4月1日改訂

平成15年7月1日施行の改正建築基準法では、床・壁・天井の仕上げや開口部の建具、収納や設備機器などについてホルムアルデヒド発散等級を建築確認申請書に添付する使用建築材料表等に記入することが求められる。このため、これらの部位に使用される化粧板等については、設計者、建築主事等が確認しやすい形でホルムアルデヒド発散等級を表示する必要がある。

JIS・JAS規格又は国土交通大臣認定の化粧板等はホルムアルデヒド発散等級が容易に確認できる。しかし、今回の建築基準法改正によるシックハウス対策では基材及び接着剤がホルムアルデヒド規制対象になるため、前出の規格及び認定がない化粧板等については自らホルムアルデヒド発散等級の証明・表示をすることが必要になる。化粧板等は、例えば合板とMDF等を複合した複雑なものも多く、その場合、複数の基材及び接着剤等の材料性能確認を行い、その旨の複雑な表示をしなければならず、現場等での確認作業を簡素化するために、分かりやすい等級確認やカタログ等への表示が求められる。

そこで、当協会が「ホルムアルデヒド発散等級表示規定」を作成し、化粧板等の製造、販売者等を対象として、ホルムアルデヒド発散等級の自主表示制度（業界団体表示制度）を下記の骨子で実施することにした。この制度は建築基準法改正に関し国土交通省が作成するシックハウス対策マニュアルで設計者、建築主事等への周知が図られている。

なお、以下に「ホルムアルデヒド発散等級表示規定」についての解説を記す。

### 記

#### 1. 適用製品

適用製品（注1）		
化粧板	基材（注2）	接着剤
	パーティクルボード、MDFなどのホルムアルデヒド発散建築材料	非ホルムアルデヒド系接着剤
	ホルムアルデヒド発散建築材料と告示対象外材料を組み合わせたもの	
	複数のホルムアルデヒド発散建築材料を組み合わせたもの	
その他（注3）		

注1：原則としてJAS規格に該当するものを除く。

但し、例外として以下のものについては表示の申請を受理する。

- ・ J A S 認定未取得の化粧板製造工場等で、 J A S 基材（集成材等）と非ホルムアルデヒド系接着剤を用いて化粧板等を製造したもの。
- ・ J A S 規格製品を購入し、当該工場に於ける加工が塗装等の軽微なもの。

注2：ホルムアルデヒド発散建材については、JIS、JAS、大臣認定でホルムアルデヒド発散等級が確認されているもの。

注3：上記を組み合わせた建築基準法の内装に用いる面的な製品（フラッシュパネル、栈付きパネルなど）。個々のご相談、お問合せは末尾の事務局まで。

## 2. 申請

### 1) 申請資格

当該製品を製造、販売または輸入している者（協会会員に限定しない）。

### 2) 件数

構成材（基材、接着剤）が同一仕様の場合は1件として扱う。

- ・ 厚さ、タテ・ヨコ寸法及び表面柄等が異なっても同じものとする。
- ・ 構成材の購入先が複数ある場合も同一仕様であれば1件として扱う。

## 3. 審査

### 1) 審査対象

- ・ 前出の適用製品であること。

### 2) 審査委員会

- ・ 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会内に「VOC表示審査委員会」を設置し、申請のあった化粧板等の書類審査を行う。
- ・ 審査委員会は原則年4回開催とする。但し、必要に応じて臨時委員会を開催することができる（次回開催日については以下の協会のホームページに掲載）。

### 3) 提出書類

様式は、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会のホームページに掲載。

([http://www.kensankyo.org/kankyo/horumu/voc\\_top.htm](http://www.kensankyo.org/kankyo/horumu/voc_top.htm))

提出書類は、新規及び追加登録申請の場合は別紙様式1、2、3、登録内容の変更申請の場合は別紙様式4、5、6、更新申請の場合は別紙様式7、8とする。

別に、電子データをフロッピーまたはCDで提出する。

#### (1) 新規又は追加申請

##### ①別紙様式1

- ・ 申請書は1申請者に1枚とする。

##### ②別紙様式2

- ・ 基材別、接着剤別に記載する。記載方法は、別紙様式2の例を参照する。
- ・ 購入先が複数の場合、別紙様式2の例にあるように列記する。

##### ③別紙様式3

- ・ フロッピーまたはCDのデータ（登録されたもののみ）は当協会の同上ホームページに掲載する。

## (2)変更届

### ①別紙様式4

- ・申請書は1申請者に1枚とする。

### ②別紙様式5

- ・記載方法は別紙様式5の例にあるように、変更内容を  書きで、日付及び追加・削除等の内容を記入する。

### ③別紙様式6

- ・別紙様式6の例にあるように、既登録番号、申請社名、製品名及び連絡先を記入する。

## (3)更新申請

### ①別紙様式7

- ・申請書は1申請者に1枚とする。

### ②別紙様式8

- ・フロッピーのデータ（登録されたもののみ）は当協会の同上ホームページに掲載する。

## (4)添付資料

添付資料は以下のとおりとするが、各種添付資料には資料番号を付け、その資料番号を別紙様式2の該当欄に記入する。

- ・基材については

JIS及びJAS品：表示許可証とホルムアルデヒド発散等級データのコピー

国土交通大臣認定品：認定書とホルムアルデヒド発散等級データのコピー

- ・接着剤については

日本接着剤工業会のノンホルムアルデヒド登録品

：SDSに登録番号とF☆☆☆☆が記載されたもの

大臣認定品：SDSに大臣認定書番号とF☆☆☆☆等が記載されたもの

JIS品：SDSにJIS番号とF☆☆☆☆等が記載されたもの

## 4. 登録・変更

### 1) 登録

#### (1)登録番号

- ・審査の結果、適格品には登録書にて登録番号を申請者に書面にて通知する。
- ・登録番号は「K-○○○○○○」と6桁で表示する。更新の場合は同一番号とする。

#### (2)有効期間

有効期間は登録時より3（新規の場合は2）年を経過した日の属する会計年度の末日（3月31日）とする。追加登録分については最初の登録分の終了日を以って期間終了とする。

（新規登録の例）

平成15年度に新規登録したものの有効期限は平成18年3月31日となる。

#### (更新登録の例)

平成18年3月31日をもって有効期間が終了したものを継続(更新)する場合、登録日は平成18年4月1日で有効期限は平成21年3月31日となる。

#### (追加登録の例)

平成15年度に新規登録した場合、登録有効期間中に追加登録したものの有効期限は全て平成18年3月31日となる。

#### (追加登録で50件を超えた場合の例)

新規登録の有効期間中に追加登録で50件を超えた分については、原則的に新規登録と同様の有効期間とする。但し、50件超過分を別登録とした場合は、その時点より新規登録と同様の扱いとする。

#### (3)登録料 (以下の金額は消費税別の金額とする)

- ・登録料は新規又は更新登録をした年度を含む3会計年度とし、登録件数50件まで10万円とする。

##### (例)

平成15年度に新規登録した場合の登録料の有効期間は平成18年3月31日とする。

- ・1件から50件までを1グループとし、以下1グループ(50件)毎に10万円とする。
- ・最初の登録後に追加登録があった場合、50件を超えない分については料金の追加はしない。
- ・登録の有効期限が終了して継続申請を行う場合も上記と同じ条件とする。但し、更新時に登録抹消したものについては件数にカウントしない。

## 2) 変更

- ・審査の結果、適格品には変更内容を申請者に変更承認書をもって通知する。

## 5. 表示方法

### 1) 製品及び梱包等への表示

- ・登録をされた材料については一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の表示マーク(ホルムアルデヒド発散等級表示規定の第9条による)を使用することができる。

### 2) カタログ等への表示

- ・登録番号及びホルムアルデヒド発散等級等を記載することができる。

(例) 登録番号：一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 K-○○○○○1

F ☆☆☆☆

構成材料：基材 MDF

## 6. 情報公開

### 1) 当協会としての情報公開

設計者、施工者及び建築主事等は建産協のホームページに掲載した一覧表で、登録された化粧板等の商品名、申請社名、ホルムアルデヒド発散等級区分及び表示登録

番号が確認できる。

## 2) 登録を受けた企業の情報公開

登録を受けた企業は現場等からの要求に対応するために、当該製品の基材及び接着剤等のホルムアルデヒド発散等級が確認できる証明資料を準備する。

・ 自社ホームページ等に資料を掲載するか、又は、送付用資料の準備等を行う。

・ 準備する資料は以下のとおりとする。

①化粧板等を構成している基材及び接着剤等の製造会社名

②性能証明書(JIS・JAS の表示許可書、国土交通大臣の認定書、接着剤工業会等の自主表示登録書等のコピー資料の準備)等

## 7. 制度発足のスケジュール

・ 申請受付： 2003 年 3 月 3 日より

## 8. 製品（ドア、収納、キッチン等）の自主表示制度について

以上は化粧板等のホルムアルデヒド発散等級に関する自主表示制度についての内容であるが、このことは各種建築材料を組み合わせた製品（ドア、収納、キッチン等）についても同様のことが言える。

このような状況を鑑み、当協会では他の関連 3 団体((社)日本住宅設備システム協会、(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会)と、化粧板等を組み合わせた製品におけるホルムアルデヒド発散に関する表示方法の統一化を図ることになった。

・ 詳細は住宅部品表示ガイドラインをご覧ください。

---

問合せ先

(一社)日本建材・住宅設備産業協会

事務局 松田俊一

TEL03-5640-0901 FAX03-5640-0905

e-mail : s\_matsuda@kensankyo.org

改訂履歴

年月日	理由	内容
2020年4月1日	内容の一部修正	<p><b>3. 審査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2) 評価委員会を2) 審査委員会に変更。</li> <li>・「ホルムアルデヒド発散等級表示評価委員会」を「VOC表示審査委員会」に修正。</li> </ul> <p><b>4. 登録・変更</b></p> <p><b>1) 登録 (3)登録料</b></p> <p>(以下の金額は消費税別の金額とする)を追加。</p>